

『世田谷区がん患者等アピアランスケア費用助成事業』 Q&A

<対象品>

令和8年2月6日

| 項目 | 質問 | 回答 |
|-------|---|---|
| ウィッグ | ウィッグスタンド、ブラシ、専用シャンプーなどの付属品やケア用品は対象になりますか。 | いいえ。 対象になりません。 |
| | 部分かつら（ヘアピース）も対象になりますか。 | はい。 ウィッグとして対象になります。 |
| | 材料を購入して「ウィッグ」や「帽子」を自作した場合、材料費は助成の対象になりますか。 | いいえ。 対象になりません。 |
| | ズレ防止のためにネットではなく、クリップを購入したのですが、ウィッグとセットで申請できますか。 | はい。 ウィッグを申請する場合に、クリップも対象になります。 |
| | ウィッグ用のネットのみ購入しました。ネットだけで申請できますか。 | いいえ。 装着用ネットのみでは申請できません。ウィッグとあわせて申請することができます。なお、ネットの個数の上限はありません。 |
| | ウィッグの購入時にオプションでヘアカットをしてもらいました。この費用も対象になりますか。 | いいえ。 別で費用がかかったものやオプション等は対象となりません。 |
| 帽子 | 医療用ではない帽子ですが対象になりますか。 | はい。 対象になります。 |
| | スカーフやハンダナは対象になりますか。 | いいえ。対象になりません。 ただし、帽子型になっていたり、ウィッグに付いているなど、被る目的のみの商品は「帽子」または「ウィッグ」として対象になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。 |
| 人工乳房 | 乳房再建の手術をしました。この人工乳房は対象になりますか。 | いいえ。手術は対象になりません。 人工乳房は補整パッドとして購入した商品が対象になります。 |
| | 脱着に必要な接着剤や剥離剤も対象になりますか。 | いいえ。 対象になりません。 |
| 弾性着衣 | 弾性着衣は腕用、手のひら用、足用などがありますが、何でも対象になりますか。 | はい。 部位は問いませんが、原則として、30mmHg以上が対象となります。 |
| | 弾性着衣は保険の申請もできると聞きました。同じものをこの助成金事業にも申請できますか。 | いいえ。 保険適用（療養費の支給）となる場合には、当事業への申請はできません。お持ちの保険証の保険者へご相談ください。 ただし、以下の例など、対象となる場合もあります。 例）療養費の支給は、6カ月毎に2着の支給が限度とされているため、それを超えた3着目以降については対象となります。 ご申請いただいた場合は、療養費の支給の対象とならないか、確認させていただく可能性があります。 詳しくはお問い合わせください。 |
| エピテーゼ | エピテーゼとはどのようなものが対象になりますか。 | 顔面エピテーゼ（耳・鼻・口唇等）や手指、義眼などです。 ただし、身体障害者手帳制度や保険適用（療養費の支給）となるものは対象外です。 |

<対象者>

| 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 外傷 | 頭部を手術するにあたって、頭髪を剃るのですが、対象になりますか。 | いいえ。 対象になりません。 |
| 脱毛症 | AGA（男性型脱毛症）ですが、対象になりますか。 | いいえ。 対象になりません。また、FAGA（女性男性型脱毛症）も対象になりません。 |
| 全て | 治療等のため世田谷区に居住していますが、住民登録は他自治体にあります。対象になりますか。 | いいえ。対象になりません。 申請日時時点で世田谷区に住民登録がある方が対象となります。 |

<費用>

| 項目 | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 購入 | 商品購入時の消費税は対象になりますか。 | はい。 消費税込みの金額で申請してください。 |
| | インターネットで購入した場合などの送料や振込手数料は対象となりますか。 | いいえ。 対象品に定められている商品の価格（消費税込み）のみが対象です。 |
| | インターネットで購入し、ポイントを利用したものは申請できますか。 | 申請はできますが、助成対象金額は、ポイント利用分を差し引いた金額になります。また、その内訳がわかる明細を添付してください。 |
| | インターネットオークション、フリーマーケットなどの個人間取引により購入した物品は対象になりますか。 | いいえ。 対象になりません。 |
| | ウィッグと装着用のネットをそれぞれ別で購入し、先に購入したものが1年を過ぎてしまいました。こちらは申請できますか。 | いいえ。 購入から1年を過ぎたものは対象外になります。なお、ネットのみでは申請できません。 |
| | 脱毛の副作用を伴う抗がん剤治療を開始しました。脱毛に備えてウィッグを購入しようと思いますが、対象になりますか。 | はい。現に脱毛したかは問いません。 ただし、抗がん剤を使用した化学療法や放射線治療など、脱毛の副作用がある治療が確認できる書類の写しをご提出ください。 |
| | ウィッグをレンタルし、月々支払いをしていますが、初めのほうの領収書が1年以上前になっています。申請できますか。 | 一連のレンタルであれば、初めの領収書が1年以上前であっても対象になります。ただし、レンタル開始が令和5年4月1日以降である必要があります。 |
| ウィッグのレンタルをする場合、レンタル終了後すべての支払いが完了してから申請になりますか。 | いいえ。レンタルが終了していなくても、申請することはできます。申請時には、開始日がわかる契約書等もあわせてご提出ください。なお、1つのレンタルで2回の申請はできません。 | |

<提出書類>

| 項目 | 質問 | 回答 |
|---------|---------------------------------------|--|
| 申請書 | 申請書はフリクションペン（消えるボールペン）や修正テープは使用できますか。 | いいえ。 フリクションペンや鉛筆など消せるもので記入したものは受け付けできません。消えないボールペンで記入してください。また、記入内容の修正の際は二重線で訂正し、修正テープは使用しないでください。 |
| | 対象品を複数購入した場合、申請書は1枚で申請できますか。 | はい。 対象品を複数購入いただいても、全て領収書（原本）をご用意いただければ申請できます。また、品目が異なる場合でも、合算して1回として申請できます。（例：ウィッグと補整下着など） ただし、上限は10万円で、商品の購入日より1年以内に申請いただく必要があります。 また、異なる品目を合算して申請いただく場合は、治療の証明書書類も複数提出いただくことが必要な場合があります。 例えば、乳がんにより、ウィッグと補整下着を合算して申請いただく場合、治療の証明書書類としては、①脱毛の副作用がある抗がん剤の薬剤名等がわかるものと、②手術による乳房の切除が確認できるものの2種類をご用意ください。 |
| | がん患者本人以外の申請は可能でしょうか。 | はい。可能です。 申請ができるのは、がん患者本人（助成対象者）もしくはその同世帯の方になります。それ以外の方が申請する場合は、がん患者本人が記載した委任状が必要です。 |
| | 治療方法が複数ある場合、申請書はどれをチェックすればいいですか。 | 行った治療を複数選択（チェック）していただいて構いません。ただし、治療を受けたことがわかる証明書として、下記の書類を添付してください。 ・ウィッグ/帽子：脱毛の副作用がある治療（抗がん剤の薬剤名や放射線治療など）や脱毛の原因となった疾病・外傷が確認できる書類 ・人工乳房/補整下着/弾性着衣：手術による乳房やリンパ節の切除などを行ったことが確認できる書類の写し ・エピテーゼ：使用する部位の欠損の原因となった外傷等が確認できる書類 ・頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ・ソックス：脱毛あるいは手足のしびれの副作用がある抗がん剤の薬剤名が確認できる書類 |
| 治療の証明書類 | 診断明細書の日付は1年以上前でもいいですか。 | はい。 診断明細書の日付は1年以上前でも構いません。 |
| | 証明書類には具体的に何が記載されていればいいですか。 | 申請する対象品によって、以下の記載を確認します。 【ウィッグ/帽子を申請する場合】 ・抗がん剤治療の薬剤名 （例）「パクリタキセル」、「エンドキサン」など ・放射線による治療 （例）「放射線治療（頭部）」など ・脱毛の原因となった疾病・外傷 （例）「円形脱毛症」、「先天性乏毛症」など 【人工乳房/補整下着/弾性着衣を申請する場合】 ・手術による乳房やリンパ節の切除 （例）「乳房切除術」、「リンパ節郭清」など 【エピテーゼを申請する場合】 ・使用する部位の欠損の原因となった外傷等 （例）「外傷性〇〇（部位）欠損」など 【頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ・ソックスを申請する場合】 ・脱毛あるいは手足のしびれの副作用がある抗がん剤の薬剤名 （例）「パクリタキセル」など ご不明な点があればお問合せください。 |
| | 過去にがんの治療を受けて、いまは手元に証明できるものがありますか。 | 治療を証明する書類は必ずご提出ください。 手元に持っていない場合は、治療した病院に相談してください。 診断書や医師の意見書等のご提出でも構いません。（有料の場合もございますので、治療した病院にご確認ください）。 |

| | | |
|-----|----------------------------------|---|
| | 医師に治療の証明をしてもらうにあたって、指定の様式はありますか。 | いいえ。指定の様式ではございません。 ご参考までに「医師の意見書」の様式を区ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご使用ください。 診療明細書や治療方針計画書など、既にお手持ちの書類で、治療の証明内容の記載があれば、「意見書」を提出いただく必要はありません。また、別途治療した病院指定様式の診断書等で証明内容が記載されていれば、「意見書」をご用意いただく必要はありません。 |
| 領収書 | 収入印紙は必要ですか。 | 5万円以上の領収書であれば収入印紙が必要です。 ただし、クレジットカードを利用した場合は不要です。 |
| | クレジットカード払いでもいいですか。 | はい。その場合にも領収書は必要になりますので、お手元にご用意ください。また、領収書に「クレジットカード払い」の記載も必要です。 |
| | 申込金を支払った領収書はなくても申請できますか。 | いいえ。申込金の領収書も必要です。1点の商品代金として後から支払った領収書とあわせてご提出ください。 |
| | 領収書はレシートでもいいですか。 | いいえ。 「①宛名（申請者又は助成対象者のフルネーム）②購入日、③購入金額、④金額内訳（購入品名）、⑤購入元の住所・名称」の5点が記された領収書の原本が必要になります。 |

<申請>

| 項目 | 質問 | 回答 |
|------|--|---|
| 申請者 | 年齢制限はありますか。 | ありません。 ただし、未成年者が助成対象者である場合は、親権者が申請してください。 |
| | 別居の家族（別世帯）が申請できますか。 | はい。できます。 ただし、がん患者本人が記載した委任状が必要になります。 |
| 申請 | いつ購入したもので申請できますか。 | 申請は、購入またはレンタルの支払いが完了してから1年以内のものまでが対象です。 レンタルの場合は、最後の支払いまで終わってから申請となり、一連のレンタルであれば初めの領収書が1年以上前であっても対象になります。ただし、令和5年4月1日以降にレンタルを開始したもの（＝領収書日付）に限ります。 レンタル開始日がわかる契約書等とレンタルの領収書をあわせてご提出ください。 |
| | 最近、世田谷区へ転入してきましたが、前の自治体で同じような申請をして助成してもらったことがあります。今回新たに購入したものは申請できますか。 | 当事業の助成金は、お一人につき世田谷区とその他東京都内自治体を含め、2回まで交付を受けることができます。前の自治体で助成金の交付を受けたことがあれば1回とカウントされる場合があります。詳しくは、お問合せください。 |
| | 昨年、10万円未満の商品で2回申請し、助成交付を受けました。今後は申請できませんか。 | 申し訳ありませんが、すでに2回助成を受けた方は、10万円未満であったとしても当事業の対象になりません。この2回には、令和5年10月から開始した「世田谷区がん患者ウィック・胸部補整具購入費用等助成事業」を含みます。 |
| | 民間のがん保険に加入していて、ウィックを購入した費用の助成をもらいました。世田谷区のこの事業へも申請できますか。 | はい。 民間のがん保険の給付を受けていても、申請できます。 |
| 口座振込 | がん患者本人ではない口座に振込みたい場合はどうしたらいいですか。 | 振込みは申請者の口座に行います。申請者は、がん患者本人（助成対象者）もしくはその同世帯の方になります。それ以外の方の口座に振込む必要があれば、がん患者本人が委任状を作成し、申請を委任してください。 |
| | 申請してから、どのくらいで振込みがありますか。 | 提出いただいた書類を審査をしてから、決定・不決定を行います。お振込みまでは、2か月程度お時間がかかります。 |